

## ○日本橋学館大学学生に対する住宅費補助規程

第1条 この規程は、保証人の生活の本拠が遠隔地にあり、本学の学生が本学での勉学のため住宅を賃借する場合、住宅費の一部を補助することを目的とする。

- 2 前項の賃借する住宅は、原則として柏市及びその近郊に所在するものとする。
- 3 但し、この規程は外国人留学生には適用されない。

第2条 前条にいう遠隔地とは、原則として千葉県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県を除く日本国内の道府県を指すものとする。

第3条 住宅費補助の額は、年額 25 万円とする。

- 2 前項の補助は、これを前期分と後期分に分けて半額ずつ支給する。
- 3 補助を受ける学生数は、一学年につき 20 名を上限とする。

第4条 住宅費補助を受けようとする者は、入学願書とともに所定の申請書を学長に提出しなければならない。

第5条 前条の申請を行った者については、学長は入試選考委員会の議を経て、住宅費補助内定の可否を決定する。

第6条 住宅費補助内定の資格を得た者は、所定の入学手続きを済ませ、入学する年の4月30日までに、保証人の住民票（発行後3ヶ月以内のもの）、及び賃貸借契約書コピーを提出し、転居後の住所を届けなければならない。

- 2 学生委員会は、前項に定める書類を審査のうえ、住宅費補助の可否を教授会へ議し、学長がこれを決定する。

第7条 次年度も引き続き住宅費補助を受けようとする学生は、毎年4月30日までに、本規程第6条第1項に定める書類を提出しなければならない。

- 2 前項の申請に基づき、学生委員会は書類を審査のうえ、学業の状況等を勘案して住宅費補助の可否を議し、学長がこれを決定する。

第8条 住宅費補助対象者が次の各号の一に該当すると認められる時は、補助を支給しないことがある。

- (1) 授業料未納、休学、留年となったとき
- (2) 学業態度又は性行が不良と認められたとき
- (3) 申請書類に虚偽の記載があったとき
- (4) 第2条に定める遠隔地以外の地域に移動したとき
- (5) その他補助が不相当と認められたとき

附 則

この規程は、平成 14 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 1 月 14 日から施行する。